

群馬県立精神医療センターだより

No.4 平成26年11月発行

センターブログ「つれづれ便り」更新中です

事務局長 志村 重男



「精神科」という診療科を聞いて、皆様はどんなイメージをお持ちになりますか。かつては多くの方にとって、馴染みの薄い診療科ではなかったでしょうか。ところが近年は、ストレスによるうつ病や高齢化に伴う認知症など、精神疾患で医療機関にかかる患者さんが増え、がんや脳卒中などと並び、「5大疾患」に位置付けられるなど、私たちにとって身近な疾患の一つとなっています。

では、精神科の病院のイメージはどうでしょうか。県立精神医療センターはどちらかと言えば暗くて閉鎖的、といった印象を持っている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。原因は、病院からの情報発信が少ないことにあると考えました。どんな医療をしている病院なのか、知りたいことはいっぱいありますよね。

そこで、当センターでは、病院における治療の様子や病院で働く医療スタッフの様子を、沢山の皆様に知って頂くため、ホームページ上にセンターブログ「つれづれ便り」を開設しました。概ね週に1回、センターで実施している事業をできるだけ平易で短い文章にまとめ、写真を添えて掲出しています。

センターのいろいろな取り組みを御覧いただき、身近に感じていただければ幸いです。

当センターホームページアドレスは、次のとおりです。<http://www.gunma-seishin.jp/>

当センターは、

医療観察法に基づく、鑑定入院・指定入院・指定通院機能を担った医療機関として、検察庁、裁判所、保護観察所等と連携し対象者の受け入れを行っています。



基本理念

1. 患者・家族そして全ての県民のために
2. 良き精神科医療は良き社会をつくる
3. こころの時代を支える精神科医療

運営方針

1. 人間の尊厳を尊重し人権に配慮した医療
2. 都道府県立精神科病院の設置義務に基づいた政策医療
3. 客観性と透明性と説明責任を重視した医療
4. 適切な医療技術による良質で安全な医療の提供
5. 社会復帰と社会参加を目指した医療
6. 多職種チームによる医療の徹底
7. 障害者にやさしい地域ネットワークづくり



精神科の入院のかたち



一般科病院のスタッフの皆さんから、「精神科の治療や入院のかたちは理解しにくい」とよく言われます。そこで、今回、精神科の入院のかたちについてお伝えしたいと思います。

◆ 一般科病院の入院との大きな違いは、患者さんの意思ではなく法律（精神保健福祉法）に基づいた非自発的入院（措置入院、緊急措置入院、医療保護入院、応急入院）があることです。

入院形態の種類は次のとおりです。

入院形態一覧		
形態	対象	要件
任意入院 (法第20条)	本人の同意に基づく入院	<ul style="list-style-type: none"> ●入院・退院ともに患者本人の意思に基づくのが原則。 ●入院継続の必要性を精神保健指定医（以下「指定医」という。）が認めた場合は、72時間に限り退院制限できる。
措置入院 (法第29条)	県知事の権限による入院	<ul style="list-style-type: none"> ●2名以上の指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療・保護のために入院させなければ、その精神障害のため自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす（自傷他害）おそれがあると認められた場合。 ●措置入院のための診察は、警察や検察庁などから精神科救急情報センターへ通報され、精神科救急情報センターでの調査の結果、必要と認められたときに知事が指定する指定医により行われる。
緊急措置入院 (法第29条の2)	県知事の権限による入院	<ul style="list-style-type: none"> ●自傷他害のおそれのある精神障害者について、急速を要する場合は、72時間に限り、指定医1名の診察の結果に基づいて、知事は入院措置をとることができる。 ●緊急措置入院となった場合は、72時間以内に、再度、措置診察を行う必要がある。
医療保護入院 (法第33条)	家族等の同意に基づく入院	<ul style="list-style-type: none"> ●指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ医療・保護のための入院の必要があると認められた者につき、家族等の同意があるときは、精神病院の管理者は、本人の同意がなくても入院させることができる。
応急入院 (法第33条の7)	上記に依り難い緊急入院	<ul style="list-style-type: none"> ●指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ急速を要し、家族等の同意を得ることができない場合において、直ちに患者を入院させなければ患者の医療・保護を図る上で著しい支障があると認められる者については、応急指定病院の管理者は、本人の同意がなくても、72時間に限り、入院させることができる。

◆ 当センターでは、非自発的入院が全入院者の約9割（平成25年度）を占めます。

◆ 非自発的な入院が行われる可能性が高いため、入院のご相談をお受けした際には家族等の状況や意向、受診同行できるかどうかなどについて確認させていただいております。

◆ とびっくす ◆

当センターの日常をお伝えしています！

事務局長あいさつでもご紹介しましたが、7月1日から当センターのホームページで、ブログ「つれづれ便り」を開始しました。当センターの日常風景やイベント、治療や研修・研究等についての新鮮な情報を、毎週更新しています。是非ご覧ください。

「つれづれ便り」で検索するか、次のアドレスへ。

URL:http://www.gunma-seishin.jp/07_blog/blog_index.html



リハビリテーション課

リハビリテーション課は、現在11名が「作業療法(OT)」と「デイケア」の2部門に分かれて業務を行っています。

OT部門

平成5年2月に開設され、現在7名の作業療法士が入院及び外来の患者様（医療観察法入院・通院・鑑定入院を含む）を対象に週間スケジュールに基づいて精神科OTを実施しています。その内容は、創作・身体運動・生活技術に関するものや多職種が関わる疾病教育・社会生活力・地域生活について考えるプログラム等があります。

一般病棟や外来の患者様を対象とした病棟外OTは、主治医の処方があればどなたでも参加することができますが、入院中の患者様は院内の行動制限の取り決めに基づいて一部参加が制限されることがあります。また、病棟内OTは、各病棟の特徴に合わせて作業種目や場を設定し、現在、救急治療病棟を含む全ての一般病棟で週2～3回実施しています。

デイケア部門

平成8年4月に小規模デイケアとして開設され、平成14年7月に大規模デイケアに移行しました。現在、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理士の4名が、外来の患者様（医療観察法通院の受入を含む）を対象に月～金曜日までの週5日間、月間スケジュールに基づいて精神科デイケア（6時間/日）及びショートケア（3時間/日）、体験デイケアを実施しています。その内容は、創作・身体運動・生活技術・SST・就労準備プログラム等多岐にわたり、選択プログラムとして新聞・おしゃべり・ものづくり・園芸等の部活動も取り入れています。10月から、統合失調症の疾病教育プログラムも導入しました。

毎年、デイケア連絡会主催のグランドゴルフ等の各種大会や製薬会社主催のカレンダーコンクールにも積極的に参加し、患者様が1人では味わえない達成感や充実感を体感できるよう心がけています。

当課では、患者様への支援が、地域社会に繋がるものとなるよう、課員一丸となって日々業務に励んでいます。今後ともよろしくお願いいたします。



診察予約について

- 初診の方は予約制になっています。事前にお電話での予約をお願いします。
 - ・受付窓口 地域医療連携室（医療福祉課） 電話0270-62-3311（代）
 - ・受付時間 月～金（土日祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15
- 受診の際にスムーズな治療が行えるように次のことをお尋ねします。
 - ・相談者について
お名前、対象者との関係、連絡先（電話番号）
 - ・対象者（患者様）について
お名前、性別、生年月日、住所、精神科受診歴、現在の症状、身体合併症の有無
 - ・入院希望の場合
患者様本人及びご家族の意向など
- 他の医療機関を受診中の方は、紹介状をできるだけお持ちください。

■ 外来診療 月～金（土日祝日年末・年始を除く） 受付8:30～11:00

外 来 担 当 医 （平成26年11月5日現在）

	再 来	初 診
月	須藤・両角	武井・三浦・赤田
火	武井・赤田・相原	原田(明)・原田(耕)・三田
水	大森・神谷・三浦	原田(明)・草野・芦名
木	大森・原田(明)・原田(耕)・草野・今井	相原・両角・赤田・芦名
金	赤田・芦名・三田・松岡	大森・神谷・須藤



群馬県立精神医療センター

〒379-2221 伊勢崎市国定町2丁目2374
 TEL 0270-62-3311
 FAX 0270-62-0088
 URL <http://www.gunma-seishin.jp>

- JR国定駅から徒歩10分
- 上武国道（国道17号）三和町交差点から車で5分
- 北関東自動車道伊勢崎ICから車で5分